

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

令和7年10月30日

木曽農業協同組合

J A木曽は、「農業と協同の力で木曽の未来をささえます」を基本理念に掲げ山間地に根差した協同組合として基盤強化に取り組んでおります。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた、豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

(注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA 共済連）が、共同で事業運営しております。【原則6（注6、7）】

1. お客さまへの最適な商品、共済仕組み、サービスの提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準、商品の特性やリスク等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズやライフステージに合った商品を選定し、お客さまが選びやすいよう一定の商品数に絞ったJ Aセレクトファンドを提供します。当該商品を組成する投資運用会社についてはJ Aバンク全体で、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定します。また、金融商品を購入したお客さまの属性および販売に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行い、製販全体でお客さまの最善の利益を実現していきます。なお、当組合は金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5 本文および（注）】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの、生活や農業にかかる様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、ニーズに適した共済仕組み・サービスを提供して参ります。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

当組合の共済事業は、JA 共済連と共同で事業運営をしており、組合員・利用者皆さまの最善の利益の実現のため、皆さまからのご意見・ご要望、ご契約内容等に関する情報につ

いて相互に連携しております。

【原則 2 本文及び（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

（1）信用の事業活動

- ① 資産運用ガイダンス、タブレット端末等を用いてお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせ提案し、一緒に考え、属性・適合性を判断したうえでお客さまにふさわしい商品を販売いたします。
- ② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項についてお客さまがご納得されるまでご説明し、必要な情報をご提供します。
- ③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、目論見書、セレクトファンドマップ等を用いて丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

（2）共済の事業活動

- ① 訪問活動を通じて、組合員・利用者の皆さまに起こりうる様々なリスクをご理解いただき各種公的保険制度等にかかる情報提供を行う中で、一人ひとりのライフステージやライフプランに応じた、最良・最適な保障・サービスを提供いたします。
- ② ご契約に際しましては、組合員・利用者の皆さまのご意向ご要望を確認したうえで、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけますよう、丁寧に分かりやすい重要事項（契約概要・注意喚起事項）の説明を実施いたします。
- ③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しましては、より丁寧に分かりやすいご説明を実施するとともに、ご家族も含めた中で十分にご納得、ご満足いただけますよう、ご提案させて頂くとともに、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、綿密な対応を行います。
- ④ ご契約に際しましては、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等は一切ございません。
- ⑤ ご契約にかかる各変更やご請求などの手続きに際しましては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすく丁寧な説明を心がけるとともに、日々の訪問活動や来店時の接点を通じてより安心いただけるようアフターフォローに取組みます。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 当組合では、お客さまの利益を保護することを目的として、基本方針である「利益相反管理方針」および利用者保護等管理規程に則り、「利益相反管理規則」を独自に定め、統括部署である企画管理部による、定期的な検証を行う等、適切な管理に努めています。【原則3 本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による知識向上や外務員資格等取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2 本文および(注)、原則6 (注5)、原則7 本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂)との対応を示しています。